

Q 奨学金、返せないとどうなる？

今年の春から大学に進む予定です。両親から「お金がないので奨学金を借りてほしい」と言われています。最近、奨学金を返済できない人がいるとニュースでよく聞きますが、まだ借りていないのでピンときません。返済できないと、どうなるのでしょうか。

法律 相談室

給与差し押さえ可能性も

今回は、奨学金の中で大きな割合を占める「日本学生支援機構」から借りる場合について説明します。なお、同機構でも2017年度から、返済不要の奨学金が一部導入されます。

奨学金は月々数万円であっても、大学の4年間にわたって借り続けると百万円

で猶予できます。災害や病気など、10年の期間制限のない猶予理由もあります。免除や猶予制度などを使用せずに返さないでいると、借りた本人や、個人の連帯保証人、保証人にも電話や郵便での催促が行われます。延滞金という高い利息も付くほか、毎月額の返済

奨学金を借りる際、「機関保証」という制度を選べば、個人の保証人はいないので迷惑をかけることはありません。ただし、保証機関を利用する場合は、毎月の奨学金の数%が保証料として奨学金から差し引かれます。保証機関が返したら、借りた本人は保証機関に返

単位の借金になります。これを13年間から20年間かけて返します。

返済が困難な場合の制度として「免除」や「猶予」などがあります。が、「免除」は要件がかなり厳しく、一般的に使えないのは「猶予」です。現在は、給与所得者であれば年収300万円が目安です。申請により猶予されるのは1年間で、最長10年ま

請求ではなく、残りの借金全額を一括して請求されるのが普通です。

それでも返さずにいると、「支払督促」という裁判所を利用した請求手続きがとられ、場合によっては裁判になることもあります。給与などの差し押さえが行われる可能性もあり、これは連帯保証人や保証人も同様です。

済義務を負います。返済できないなら、破産などの法的手続きをとる必要があります。

奨学金を返せないかどうか、あまり知られないまま借りられているのが現状です。百万円単位の借金をするものですから、よく考えて借りるようにしましょう。

県弁護士会 マスコットキャラクター「ちーべん」



県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。